

平成 1 8 年 3 月 9 日  
於教育委員会会議室（秀栄ビル2階会議室）

# 平成 1 8 年第 5 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成18年第5回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成18年3月9日(木)

開会 午後1時31分

閉会 午後3時06分

2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階会議室)

3 出席委員 藤 本 靖 小林 章子  
古 木 光 義 牧 野 征 夫  
大 澤 祥 一

署名委員 牧 野 征 夫

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長	大澤 祥一	教育部長	吉岡 正生
総務課長	井田 恒夫	学務課長	久野木敏夫
指導課長	叶 雅之	指導主事	山岸 寛也
学校給食課長	渡邊 博	生涯学習課長	府中 義則
体育課長	田中 博	公民館長	宿澤 正則
図書館長	里子 和三		

5 会議に出席した事務局の職員

総務課庶務係長 五十嵐 敏行

## 案 件

### 1 議案

- (1) 議案第4号 立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

### 2 報告

- (1) 平成18年度の教育予算について
- (2) 川越道緑地古民家園施設等利用基準の一部改正について
- (3) 公民館主催「国際理解講座」における古民家園施設の使用申請の承認について
- (4) 古民家園における来園者への茶点サービス事業の実施について

### 3 その他

## 平成18年第5回立川市教育委員会定例会議事日程

平成18年3月9日  
教育委員会会議室

### 1 議案

- (1) 議案第4号 立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

### 2 報告

- (1) 平成18年度の教育予算について
- (2) 川越道緑地古民家園施設等利用基準の一部改正について
- (3) 公民館主催「国際理解講座」における古民家園施設の使用申請の承認について
- (4) 古民家園における来園者への茶点サービス事業の実施について

### 3 その他

---

◎開会の辞

- 藤本委員長 ただいまから、平成18年第5回立川市教育委員会定例会を開催いたします。  
署名委員に牧野委員、お願いします。
- 牧野委員 はい。
- 藤本委員長 お手元のご案内のとおり、議案が1件、報告4件、その他ということになっております。

---

◎議 案

(1) 議案第4号 立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

- 藤本委員長 それでは、1番の議案からまいります。  
議案第4号、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、図書館長、お願いします。
- 里子図書館長 議案第4号、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。  
改正する規則の新旧対照表をご覧ください。別表(第6条関係)にあります個人貸付限度10冊にコンパクトディスク又はカセットテープの貸出点数を記載し、また、第13条の条文を新たにつけ加えるように改め、公布の日から適用してまいります。  
改正の理由といたしましては、施行規則の第6条貸付制限の別表では、個人の貸付限度を10冊として両方を定め、10冊のうちコンパクトディスク又はカセットテープの貸出につきましては3点までとして、広報や利用案内で周知してまいりました。しかし、上記規則にコンパクトディスク又はカセットテープの貸付限度に対する規定がなく、根拠を欠くということがわかりまして、規定を明らかにいたしました。  
また、規則の改正が整備されるまでの間の対応でございますが、図書館内にお知らせの掲示を行い、体制が整備されるまでの間、規則上の貸付限度までのお申し出にもお応えいたしますとのご案内を現在行っております。  
また、委任規定につきましては、規則を施行する場合に必要な細則を別書きにして定めることを内容とするものです。  
なお、この規定がなくても、この種の細則を制定できると解されていますが、立川市の他の条文等を見ますと、例えば情報公開条例施行規則第13条、また体育指導委員規則第9条のほかにも数件ございます。また、他の市の図書館等を見ますと、やはり図書館には規定やら取扱等多々ございますものですから、今回新たにつけ加えをさせていただきました。  
なお、参考までの他市の貸出点数を添付いたしました。以上、よろしくご審議をお願いしたいと思います。
- 藤本委員長 説明が終わりました。質問またはご意見はございますか。小林委員。

- 小林委員 この一覧表を見ますと、ほとんどが図書とCDの点数を別にしてはいますが、それは何か意図があるのでしょうか。
- 藤本委員長 図書館長。
- 里子図書館長 立川市は設置以来、あくまで5冊の図書の貸出の形を行ってございまして、実は高松図書館ができたときに、初めてカセットテープの導入をさせていただきました。それ以降、括弧書きでうち資料として今日まで、うち資料の点数で貸出をしていた経過がございます。そのような意味で、ここで言えば狛江市、東久留米市、羽村市と同様の考えで今日までできてございます。
- 藤本委員長 小林委員。
- 小林委員 そうしますと、図書とCD、テープ両方借りたい場合は図書の冊数が少なくなるということになりますが、そういう点を何か検討されたということはあるのですか。分ける、分けないということで検討した経過はあるのですか。
- 藤本委員長 図書館長。
- 里子図書館長 昨年の5月から、5冊から10冊貸出に冊数の制限を拡大してございます。今ご指摘がございましたように、括弧のうち資料についての内訳等についてはその時点では検討してございません。
- 藤本委員長 小林委員。
- 小林委員 たぶん要求がなかったのだろーと思いますけれども、5冊では少ないから10冊にしてくださいという要望があって10冊にたぶんしたのでしょうから、図書で10冊、CDで別に3冊とかというように、もし今後要望が出たら考え直していただけたらと思います。
- 藤本委員長 図書館長。
- 里子図書館長 できるだけ市民の方のニーズに応えるというのが基本的な考えでございますので、今後新たにするときには、その点を踏まえて検討させていただきたいと思います。
- 藤本委員長 小林委員、今回はこれでよろしいですか。
- 小林委員 はい。
- 藤本委員長 ほかにございますか。牧野委員。
- 牧野委員 貸出はこれで結構です。ただ、課題は残っていると思うのですけれども、例えば返却の問題ですね。その辺のところのある程度の施策と言いますか、その辺も以前からずっと行われてきたようではございますけれども、今回10冊を増やすことによってさらにそういった返却に対する策というのでしょうか、そういうものがあるのでしたら教えてください。
- 藤本委員長 図書館長。
- 里子図書館長 5冊から10冊にしたときに、返却等についての混乱があるかもしれないということでもって、実は蔵書点検のときに貸出期限の関係で5冊から10冊にした。また中央図書館の10周年記念のときにも10冊にしたという経過がございます。そういう中で、係内で事前に、5冊から10冊にするときでの課題やら検討を行って、2ヵ月、3ヵ月踏まえて5冊

から10冊にしたという経過がございますので、今ご指摘がございましたように、その辺のところの仕組みづくりやら内部的な業務等を考えながら拡大をできればなと思っております。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 返却にもいろいろご苦労されていると思いますけれども、返却のための事務というのは非常に大きいということは聞いていますけれども、そういった中での返却、5冊でも大変だった、もしくは本が返ってこないという現状があり、本の流出というのもありましたね。そういう中で、10冊になると、単純発想で考えますとそれが倍になるだろうということになってくると、事務手続き等も大変になるのかなというように思いながら、返却の方はどうなりますかということを知りたかったのです。

○藤本委員長 おわかりでしょうか、図書館長。

○里子図書館長 大変失礼申し上げました。現在業務の見直し等の検討をさせていただいて、今は自動貸出機というのが一部出てございますので、職員がやる部分と機械がやる部分、そういう相互の部分のやりくりをさらに検討させていただければなと思っております。

質問に対して的確な回答をしておりませんで大変申し訳ありませんでした。5冊から10冊にしたときにも、児童書につきましては9冊、10冊なのですが、一般の方のご利用につきましては、常日頃手に持てる冊数の範囲内ということで、平均しますと3.2とか3.5の範囲内で貸出提供がございまして、その辺の大きな不都合はないかなと思っております。

○藤本委員長 よろしいですか。

○牧野委員 はい。

○藤本委員長 古木委員はよろしいですか。

○古木委員 はい。

○藤本委員長 それでは、図書館条例施行規則の一部改正ということでございますが、これは承認してよろしいですね。

〔「はい」との声あり〕

○藤本委員長 それでは、以上でこれは承認したものということにいたします。

---

## ◎報 告

### (1) 平成18年度の教育予算について

○藤本委員長 次へまいります。報告に入ります。

報告(1)平成18年度の教育予算について、教育部長、お願いいたします。

○吉岡教育部長 それでは平成18年度の教育予算について、概要版でご報告をさせていただきます。

平成18年度第1回の予算特別委員会が今月の17日をもって閉会いたします。そのときにこの議案について可決されるならばこの予算でいくというようになっております。概要版ですのでポイントを説明させていただきます。

まず7ページをお開きいただきたいと思います。これにつきましては目的別の歳出の予算

になっておりますが、一般会計では 57,619,000,000 円、前年比で、新聞報道にもありますが、4.1%の増となっております。その中で 10 款、教育費でございます。7,946,052,000 円、前年度比約 0.7%、56,898,000 円の減とはなっておりますが、これにつきましてはハード面の工事請負費ですとかそういった関係でのマイナスでありまして、ソフト的な面につきましては一切マイナスはございません。その中でほぼ教育費としましては、こういう厳しい状況の中で昨年並みというような予算を組ませていただきました。

次のページに主なということで、⑧教育費、主な新規・レベルアップ事業ということで、これは文章で提示してございますが、これらにつきましては 33 ページをお開きいただきたいと思います。これにつきましては、本市の計画に基づきまして、教育改革への対応、教育環境の整備、学習・スポーツ活動、文化の振興と国際化の推進、男女共生社会の実現の部分がございまして、これらにつきましては次のページから主要施策という形の中で抜粋をさせていただきます。順番にポイントのところについてご報告、ご説明をさせていただきます。

1 番目として生涯学習社会の実現、これに向けまして新規としましては市民交流大学、これは仮称ですけれども、等の設立準備ということで、これにつきましては平成 19 年 4 月を目途に設置し、同年 9 月開講予定ということで 18 年度中に準備を進めさせていただきます。主な内容につきましては、これは一口で言いますと人材の育成ということが大きな目的でございます。それとあわせて準備組織ということで、これは市民の方々を加えた中で立ち上げていくという形の中で思っております。

また生涯学習関係では充実ということで、学習等供用施設の管理運営ということで、これにつきましては昨年同様の額を載せてございますが、本年の 9 月、これを目途に指定管理者、これへの移行を目指して進めており、今議会でも教育委員会の方で承認いただいた条例の改正案を提案してございます。

35 ページに移らせていただきます。その中で⑧として中学校バリアフリー化、これにつきましては次年度に入学されるお子様に対するバリアフリー化、1 つにはエレベーターを設置し、段差をなくし、障害をお持ちの方が通常に移動できるような学校づくりを目指すということで、これについては一中と六中で 19 年度入学が予定されておりますので、それに対応すべく措置を行います。

また⑬、マイスター事業支援指導員、これにつきましては新規ということで提示をさせていただきました。これにつきましては新たな事業でございまして、議会の予算の中でもかなりの質問がありました。これにつきましてはいろいろ見方はあろうかと思っておりますけれども、必ずしも教員の指導力の低下ではなくて、これからいよいよ迎える大量退職、大量採用というような形の中での、まず基本的なところを見ていこうではないかという、そういうのをあわせて、指導力の高い先生方を内部で有効に活用しようではないかという初めての試みでございます。

⑮特色ある学校づくり、これは継続となっておりますが、内容的には国や都の補助、助成が切れる、2 年研究、1 年研究、そういうのがありましたけれども、さらに、この間も教育委



員の皆様方と教育長と、市長に談判していただいた結果、これについても最終的には上積みをしていただいた中での特徴ある学校づくりを可能にさせていただきました。

⑰言語障害及び情緒障害学級増設事業ということで、これは充実となっておりますが、現在、二小の情緒障害、けやきの言語障害がありますが、これは地域的な偏りがあるということと、時代の趨勢ということとは言えないですけども、やはり非常に増えてきております。そうしますと情緒障害を松中小学校へ、言語障害学級を七小へという、東西南北という形の中で地域的な割り振りも考慮して設置をするというように計画をしてあります。

あと教育相談事業、これも充実ですが、これにつきましては巡回的な心理相談員が行けるような形で1名の増員を考えております。

⑱、これも議会の中で質問がたくさん出ました食教育事業、これについても試行という形ではありますが、やはり法律が通り、学校での対応、教科の中でのとり入れということで、回数は多くはありませんが、当然ながら、現段階では栄養士がアシスタントとして動かなければならないというのがたぶんに想定されますので、栄養士が空いたときに臨時の栄養士を補充しますよというような事業でございます。

次のページ、体育関係になりますけれども、(7) 学習・スポーツ活動ということで、新規ということで④ニュー・スポーツ、これについても予算化をしてございませぬが考え、計画の中でニュー・スポーツという形の中で教育委員会として取り組もうではないかと、今後の主要な課題として載せさせていただいております。

同じく(7) 学習・スポーツ活動、①各種スポーツ大会、教室の開催ということでこれも充実をさせていただきました。子どもたちが参加できる、市民が参加できるという状況を入れる形でなんとか表していきたいなというように考えて、今年度予算で組ませていただきました。

37 ページになりますが、新しい文化の創造ということで、これは所管は生涯学習課でやっていますが、③の立川氏文書調査、これは新規事業でございます。これにつきましては、この文書を所有している方からの寄託ということで、自分のところで保管しているよりも研究材料として活用してくださいということで寄託を受けました。立川市に關係する文献で初めて目にするものでありまして、立川アキ子さんという方が所有されていたものを生涯学習課の方でお預かりをして、これの解析を行うという事業が18年度から始まります。そのような関係で新たに載せさせていただきました。

それとまた、金額的には小さいのですが、④の指定文化財の補修ということであります。立川市が指定しております文化財、これについては2分の1を補助するというような規定になっています。これにつきましては八幡神社、柴崎町にあるのですけれども、これのケヤキ、これについては剪定というか、このままではということなので、これの2分の1を補助させていただくという、本当にしなければわからない予算ですけども、教育委員会としてはこういう細かいところまで組ませていただいております。

市長の提案もあったのですけれども、非常に長時間にわたっての提案説明がありますので、

事前にご配付させていただいておりますので、このところで各担当主管課がおりますので、質問いただければ十分な回答ができるかと思いますが、そのような形で進めさせていただければ幸いに思います。私からの説明については以上でございます。

○藤本委員長 ご質問、ご意見等承ります。ございます方はお願いします。牧野委員。

○牧野委員 これはどうなのでしょう。例えば、7ページの①総務費で旧多摩川小学校跡地・跡施設活用とありますね。ところが総務費の中の部分はわかりませんが入っていないで、33ページの上から4番目の文化の振興と国際化の推進、そして一番下に旧多摩川小学校跡地・跡施設利用とありますが、これとのバランスはどういうように考えたらいいですか。総務費として考えるのか、教育費として考えるのか、今現在行われている旧多摩川小学校の跡地の利用については、市民を巻き込んで活用について相談をしている最中ですね。それは教育委員会に関係があつて、総務の方に関係すると思いますけれども、それと教育のこれとの関係、これはどう見たらいいのか、まず教えてください。

○藤本委員長 総務課長。

○井田総務課長 旧多摩川小学校の跡地の利用については、今、総合政策部を中心に市民の声を入れながら平成18年以降の使い方について検討しております。立川の教育委員会の現在の多摩川小学校の関わり合い方ですけれども、暫定的な使い方ということで今、適応指導教室が使っているのですけれども、その維持管理については当面、教育委員会も総務課の方で扱うというようになっています。ですから維持管理だけということです。18年度以降については、旧多摩川小学校の暫定ではない使い方が決りますので、そうなりますとこちらの方に予算的には移るという考え方になります。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 そうすると、総務費用の中の歳出部分になると思いますけれども、その中には旧多摩川小のその予算というのは現在入っていませんね、書いてないわけですから。こういう細かい内容はよくわかりませんが、教育文化の中に入っているわけですからね。それとの整合性はどうなのかなという考え方が出てくるわけです。

○藤本委員長 教育長。

○大澤教育長 予算的には総務費の中の企画費に旧多摩川小跡地を検討する所要経費を組んだのですね。こちら側は予算の科目と関係なく第2次基本計画の柱に想定するという、そういう違いがあるのです。予算的にあくまでも総務費の企画費、総合政策部で担当していますのでそこに所要経費が入っていると。

○藤本委員長 教育部長。

○吉岡教育部長 牧野委員のご質問につきましては51ページ、(2)の市政の効果的な運営というところで、これについては先ほどの総務費の文言が旧多摩川小学校ということになっています。維持管理につきましてはまだ、これにつきましては教育財産、といいますのは防衛の補助ですとか文科省の補助、この辺のところはまだ精算できておりませんの、その辺のところは精算できた段階では普通財産へ移行するのか、教育財産として残すのかということがあ

りますので、維持管理等に関係につきましてはまだ教育費ということで暫定的な予算組みをさせていただいており、これに載っているものについてはそれを活用して、転がしている歳出として51ページに17,000,000円、その事業として総務費で旧多摩川小の活用というような表現で載っているということでございます。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 我々市民にとっては多摩川小学校の跡地利用については非常に興味があるのですが、ただ学校教育現場を経験した人間にとって、その辺のところの地域市民の考え方や教育現場で、まだあの学校が使える部分というのは非常に大きいわけですから、そのバランスが非常によく理解できていないというのが私の理解でして、それが正しいか間違っているかは私自身もわかりません。

ただそういう非常に複雑な理解をしていますけれども、やはり今お話の中に出てきた校舎管理の問題等についても、校舎の施設設備というのは防衛庁のお金も絡んでいますし、そういったものの返済等もたぶんあると思いますので、そういったことを含めながら考えますと、現在早急に決めるというよりも、立川市としてある一定の教育機関に利用し、その残った部分という言い方はおかしいですが、そのほかの部分をも市民ないし児童生徒が使える、もしくは高齢者の活用というようにも活用していくという、そういう多機能な、多目的な校舎利用というのは是非考えていただければありがたいというように思っています。

○藤本委員長 教育長。

○大澤教育長 心情的には私も全くそのとおりなのですが、私も特に統廃合のときに相当いろいろな思いをしたのでそういう気持ちですね。今は地域の方々及び全市民的な、公募ということで参加していただいて、全市民的な視点でもって協議をいただいて、意見書というものが出てきました。その中では市長も受け取って、これは最大限これを尊重するという考え方でありまして、今おっしゃったような、教育委員会の今までの経過ですとか云々ということなことはありません。活用については一応3年、3年で切って運用していこうということなのですが、3年経っていろいろな課題が出てくればそれを修正しながらということですが、ただ、意見書の中身というのは、子どもを対象とした一つの大きな施設ですが、学校の活用を優先してという考え方ではありません。

今後については、教育委員会があつた施設を必要とするときには我々もそこにいろいろな要望を申し出て、それでもって地域協議会等が中心となってどうするかということを検討するということになっています。私も政策会議等で公共用として使う部分について確保をして、それでもってその他の財の部分について、基本的には子どものためというそういう柱の中でもって、市民がいろいろと活用を考えていただくというのが本筋ではないかという、そういう意見を申し上げていますが、市の考え方はそういうような考え方ではなくして、意見書については最大限尊重するという考え方でもう既に走っております。そういうことであります。

○藤本委員長 教育長の今のお話を聞きますと、教育委員会として非常に魅力あるのですが、

消極的のような感じに聞こえるのですが、もっと教育委員会として積極的な意見を申し入れていくというようなことはできないのでしょうか。教育長。

○大澤教育長 これは長年、多摩川小学校ということで教育財産ということで教育で活用してきましたから、教育委員会としてはそういう思いはすごくあります。ありますけれども、一回あそこを廃校にして、我々の手を離れた。市長部局の方では全市民的にどう活用するかというそういうようなことも検討していますので、教育が今までかかってきた云々というようなそういうような意見というものはこの段階ではなかなか申し上げづらいというか、そういうような考え方では動いていませんので、全市民的にどういうことで活用するのがいいのかという、その意見が地域協議会から市民の代表として出てきたということですから、市長はそれを尊重するということでありますので、なかなか心情的に理解しがたいといえますか、こういうところにありますけれども、ありますがなかなかそうはいかないということでもあります。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 その市民の委員会の中に、教育委員会として学校のこういうような活用も望んでいるというような声は伝わっているのでしょうか。

○藤本委員長 総務課長。

○井田総務課長 行政の関係で昔の企画課が、総合政策課がかんでいるのと、教育委員会からは私と五十嵐と総務課の方で出ているというところで、現在の旧多摩川小学校の使い方について暫定で指導課の適用指導教室とサポートセンターが入っているのですけれども、それについてはどうしても今後についても利用していきたいというような主張はこれまでしてきました。それも含めて、市民懇談会の方で検討したというところになります。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 今回、3月の中旬でしたか広報に載っていたのがありますね。公開のあれでもって委員会がありますという周知といいますか、もし参加されているとすれば、細かいことを言って申し訳ありませんけれども、今、小学校でやる科学センターが八小で行われていますね。例えば八小の科学センターを旧多摩川小へもって行って、地域的にも非常に多摩川を研究するという部分もあったり、いろいろな動植物等の中にも豊富な資料がたくさんありますし、天体についても非常にあこはいい場所ですし、そういう部分での科学センター機能を移してとか、もしくは今、あそこの中に移されているようですけれども、教育資料の保管、たくさん教育資料がありますので、そういう旧柏小から多摩川小に搬送されているのではないかと想像ですけれどもと思いますが、そういったものの展示も含めた教育資料の教室みたいなもの、まだ考えればたくさんあると思いますけれども、そういったものの教室利用、これも子どもたちや立川市の教育行政の歴史を知る、そういう意味では大変いい資料になるのではないかと、そういう場所になるのではないかなというように思いますので、機会があれば是非その旨を伝えていただける条件があるかどうか、この辺もお知らせください。

○藤本委員長 教育長。

○大澤教育長 先ほど言いましたように、3年、3年でもって、恒久的な使用ということではなくして、3年に区切って課題を見つけて、それでもって課題について検討しようということですから、教育の状況に応じてまた新たな需要が出るならば、それはそのときに応じて検討していく必要があります。

○藤本委員長 総務課長。

○井田総務課長 基本的にこの施設は子どものための施設をつくりたいというもので始まっています。ですから教育もそうですけれども、教育というよりも子どもの施設という、そういう捉え方をしているのですね。ですからどちらかという、教育も含んだ子どもの施設というような捉え方をされていますので、いま牧野委員がおっしゃったような発想がなかなか今までは出てこなかったというところではあります。

○藤本委員長 ですから、教育の方でもう少しプッシュしていくことはできないのかという感じがするのですけれども。教育長。

○大澤教育長 これは経緯があって、教育委員会もそういう項目で出しています。出してきた、庁内の検討委員会的なものでもいろいろとやっていますし、市民の意見を聴くという中でもって最終的に意見書みたいなことが出てきて、その意見書ですから、市として全部それを実現しなければならないという責任はないわけですから、市民の財産を、しかも公募の方々も含めて何回にもわたって検討していただいた、その精神は最大限尊重するのだということがありますね。その精神を尊重するというのが、実態的には内容的なものについて尊重していこうということに市長の意思がかわってきていますね。

ですから、我々とする教育支援センター準備室と適応指導教室、それが最後に残ったわけですね。それもあくまでも暫定扱いですね。我々はこれはもう恒久的なものだという位置づけにしたいのですが、これも例外扱いはできないということで実は3年、3年になっている。その辺については私の方とするとあまり愉快的話ではないのですけれども、そういうように全体的な考え方をそういうように市長が決めたので、これは3年ごとに教育支援センター準備室と適応指導教室は毎年、毎年更新するよということと、さらにおっしゃったように、いろいろな機能をあそこに入れたい場合には、また新たに申し出るというようなことになりますね。

○藤本委員長 ということでございますので、皆さんご理解いただければと思います。

この予算概要について、ほかのことは何かございますか。小林委員。

○小林委員 新規、充実、継続というように書いてある欄がありますけれども、充実というのは昨年の予算よりも予算額が増えているというように捉えていいのでしょうか。

○藤本委員長 総務課長。

○井田総務課長 基本的には、新規はこれから出てくる新しいものということになっています。

それから充実についても、とりあえず額の充実というのと、それから施策として充実といっているものが継続して充実するというようにこちらの方は捉えていますけれども。

○藤本委員長 小林委員の言った、額のうえではどうですか。総務課長。

○井田総務課長 額のうえでは比較ができない部分もあるのですけれども、基本的にはお金の方も増えている部分がほとんどです。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 生涯学習の②のところで学習等供用施設の管理運営で、指定管理者制度に移行するところの予算ですね、これは。その移行する目的というのが、確か経費の削減というようであったと思うのですけれども、その移行するうえで予算が充実しているというのはちょっと納得しづらいのですけれども、どういう意味なのでしょう。

○藤本委員長 生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 34 ページのところに出ております②の学習等供用施設の管理運営ということで質問がありましたが、基本的には指定管理者制度の導入というのは小林委員さんが申し上げたように、公の施設の効率的運営を目指していくということでは現在の直営とか業務委託形態よりは、民間を活用した指定管理者制度の導入によって公の施設の効率的な運営はできるだろうというそういう目的で法律が改正されてされてございます。すべて公の施設が効率的な運営になるかということは施設によっても違いがございますが、お尋ねの学習等供用施設については、現在は直営形態で市が運営しております、業務委託ということで地域の管理運営委員会の方に業務委託をして管理運営をしていただいているということで、公施設、民営というような形態でございます。

したがって、この学習等供用施設は一般の方々にいっぱい使っていただいて、有料のお金をいっぱいもらって効率的な運営をするという施設としては設置目的が全く違いまして、あくまでも地域のコミュニティとして、社会教育関係団体とか地域団体が活動する拠点としてお使いいただくというのが設置目的でございます。したがって、その管理運営、いわゆる施設維持管理等については効率的な運営を目指すことは可能でございますが、現時点ではコミュニティの醸成とか地域団体の活動の場を提供するというのが目的になっておりますので、指定管理者制度を導入したとしても、ここについてはあまり効率的な運営ということを目指す施設ではないということで、予算的なものについては前年度と同様という額になってございます。この額について、予算額に出ている数字は学習等供用施設の全体である管理運営委託の部分のお金でございます。実際には7千万程度の経費が全体でかかっているというようにご理解いただきたいと思っております。

○藤本委員長 教育長。

○大澤教育長 今の学習等供用施設の管理運営、生涯学習課長がおっしゃったとおりですけれども、これは予算的には増えてないですね。今までの委託料の中でもってやってくださいということですが、いろいろな権限を指定管理者の方に移していくというそういう部分で、より市民が主体の施設の運営という部分で充実をさせていますというそういうような意味合いですね。ですから質的に充実と、そういう理解をしていただければと思います。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 現状の社会事業、学供の問題ですね。ハードの部分は今までどおりの動きをする

と。しかしソフトの部分でより充実させるための予算の配分をすると。しかもその中身ではソフトの部分では例えば、今まで行政がやっていたものを市民に参加してもらいながらやっていくと。その中の一つとして指定管理者制度がある。そういうものに対してお金は充実するけれども、施設そのものについて、ハードの部分については現状どおりでやりますよと、そういう理解でもないのですか。

○藤本委員長 教育長。

○大澤教育長 おっしゃったように学習等供用施設について予算的には変わらないです。施設費も変わらないです。管理運営する人たちも変わらない。要するに管理運営委員会というのが母体になりますね。ただ、我々とする、指定管理者ということによって今までは市の行政を委託をしますと言っていたのですが、今度は指定管理者によって委託ではなくて委任なのです。要するにあなたたちの責任で運営しなさいよということです。ですから、そういう内容が充実しているのですよという意味合いです。

そういうものというのが、新規、充実、継続、そういうような考え方がこの中に。必ずしも予算が増えるとかではなくても、考え方として充実だとか、そういうものがありますね。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 そうすると、新規とか充実とか継続とかというのは、今の教育長の考え方のような考え方でこの項目の理解はしていいということですか。

○大澤教育長 はい。

○藤本委員長 総務課長。

○井田総務課長 先ほどのお話ですけれども、新規は全く本当に新規ですね。充実というのは、お金の充実がありますし、施策的なものでの充実もあるということです。継続というのは、ただ単に前の事業をそのまま引き継いで継続していくよというそういう意味合いがあります。

○藤本委員長 継続は、少し発展性を持たせるとなると、これは充実になってしまうのですね。

はい、小林委員。

○小林委員 そうすると、先ほどの指定管理者制度というのは民間企業やNPOなどでも運営ができるということですがけれども、立川の場合は今までと同じような委託している方々に運営していただくという、かわらないですね。

○藤本委員長 生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 ご意見いただいているのは学習等供用施設の指定管理者制度でございますが、指定管理者制度の導入に向けて4月からもう運営しているものがございます。学供施設だけでなく、市営駐車場とか市営斎場、福祉会館、市民会館等々については指定管理者制度を導入しております。

学習等供用施設に関しては、現在の形態、地域団体に管理運営をしている形態が最もベストな形態だろうということで、候補ということでその団体を指定してお願いをする予定で今考えてございます。ほかの施設によっては、いわゆる入札という、札を入れて一番安く運営ができるような業者さんがお見えになった場合は指定管理者になるというようなケースもご

ざいます。ですから、公の施設によって、指定管理者によって維持管理が最も効率的なものもあれば、そうではない施設もあるということでございます。

いま教育長から言われたのですけれども、ここの箱の中に事業の概要の下から3行目というところで、非公募ということを書いてございます。委員会の裁量権限を広げてということでございます。その中で内容がどういようにかわってくるかと言いますと、今までは市が使用承認をしておりました。今度は、指定管理者、管理運営委員会が使用承認をしますので、利用にあたってもう少しルールの中で規制を緩やかにということとしておりますし、いま、コミュニティ事業というものをお願いをしているのですが、その事業も市のひもつきの事業でございましたが、指定管理者にお願いをすることによって、いろいろなアイデアを生かしてもらったコミュニティ事業をやっていただくというようなことで、地域に見合ったコミュニティを起こしていただくとかと。

そしてもう1点ありますが、今は条例で年末年始はお休みですとか、月2回休館日を設定しておりますが、それが地域の実情、「この休館日に私たち使いたいのですが」というような地域の要望が出てくる可能性がございます。そういうようなものもすべて委員会の方に委任をして、裁量を広げて、使っていただくということで内容的には今まで以上に使いやすい施設にしていこうということで充実という言葉が使われているというようなことでご理解いただきたいと思えます。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 わかりました。予算からそれてしまって申し訳なかったのですけれども、では苦情などはどこに言ったらいいのでしょうか。某施設ですごく対応が悪かったものですから、そういうものは教育委員会の責任になるのかどうか。

○藤本委員長 生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 使用承認をするのは今度は教育委員会ではございませんで、指定管理者がします。いわゆる管理運営委員会がします。したがって一定の使用許可をする中では責任を持つことができます。

ですから苦情みたいなものについてということのお尋ねですと、やはり今度は使用承認をする団体、指定管理者の方が苦情を受けるというケースがいまのところ。ただ、その苦情が指定管理者が苦情を適切な処理をしないというケースはないと思えますが、市民にとってはなかなか難しいだろうという場合については、公の施設の管理責任者は市でありますので、指定管理者を指定するのも市でございますので、助言指導というのは市民の苦情でもって適切に対処するというのが指定管理者との中で協定書等々で整備をしていくということで、一般的には市の方にダイレクトに苦情がきていたものが、指定管理者が入って、指定管理者がサービス向上に向けて対応していただくというような考え方でございます。今まで対応も柔軟にするよということ、指定管理者の方がよろしいかというように考えております。苦情は、対応ができなければ市が対応するということです。

○藤本委員長 小林委員、よろしいですか。



○小林委員 わかりました。それではその指導もよろしくお願いいたします。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 文化財の関係で、立川氏文書調査、非常に素晴らしいことで、立川市の中に、例えば文中にある施設に行っても立川市全体の流れというものが、資料が結構欠落している部分がたくさんあると思うのですね。まだほかにもこういう文書だけではなくてさまざまなものが、例えば西砂の方でやっている農機具の私的な文化財保護をやっている方もいらっしゃいますし、そうではなくて、まだ蔵の中にたくさん豊富な文化財も入っているというように聞いたこともありますし見たこともありますけれども、そういったものも含めて、立川市だけではなくて他の、立川市の中で保存してあるものが、全部任されたら大変なことですけども、主要な部分だけでも将来に向けてやっておく必要があるのではないかなど。

そういうことでも先ほどの旧多摩川小学校の跡地の問題等にも絡むわけですけども、そういったことも含めて、こういう立川市の歴史を知るという面ではまだまだ知られていない部分がたくさんあると思いますので、是非広げてほしいなというように思います。

○藤本委員長 そういうご要望、ご意見でございます。

はい、小林委員。

○小林委員 36 ページの 21 の給食のところですけども、給食管理システム機器というのは何のことなのか教えてください。

○藤本委員長 学校給食課長。

○渡邊学校給食課長 これは中学校給食の、校内にコンピュータ化してありますので、平成 9 年導入の機器が非常に古くなりまして、その辺は取り替えないと故障が多くなりましたので、その部分を取り替えるということの給食管理システム機器の更新ということです。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 案外もたないものなのですね。食器の方もだいぶ老朽化しているということで、現状はどのような状況なのか。中学で給食をいただいたりするとき、模様の色がはげているな、ぐらいしか気にしなかったのですけれども、現状としてはどうなのですか。

○藤本委員長 学校給食課長。

○渡邊学校給食課長 確かに平成 9 年試行開始から 8 年経過しておりますので、食器類についてもだいぶはげたり、傷がついたりという形になっておりますので、だいたい小学校も耐用年数は 5 年から 6 年ぐらいかなというように見ておりましたので、中学校給食の三中で使っていた部分というものはここで買い替えないと衛生管理上も好ましくないということで、これは 2 年計画ですべて交換ということです。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 すべてと言いますと、三中、五中で使っていた以外のもの、今は全校でやっていますからありますが、それも替えていくということなのですか。

○藤本委員長 学校給食課長。

○渡邊学校給食課長 一番古いものが三中、五中で使っていたものなので、それ以降、1 年に 2

校ずつ本格実施をしていきましたので、まだ5年ぐらいしか使っていないものもここで一斉交換をする予定で予算化をお願いしたものです。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 少しもったいない気もしますが、きれいになるのはいいことで、きっときれいになったらおいしくいただけると思います。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 給食の関係で小学校給食の問題で、小学校の給食の食器ですが、自校方式でやっている学校の食器の部分と、一斉で行っているところと、自校方式の中でも食器の種類が違ってきている。洗浄器の関係なのでしょうか、かなり重いだろうと思うのですが、新しく花柄の入ったようなきれいな食器と、昔使っていたステンレスなのか、学校によって違いますね。やはり子どもたちが給食をするときに新しい方で食べているあの食器にならないのかという気持ちがひとつあるのです。それに関して洗浄器と食器棚等がすべて替わるだろうと思うので大変な出費になると思いますけれども、これも中学校を替えるとすれば、小学校も是非年度ごとで結構ですので、今後の考え方として出していただければありがたいなというように思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○藤本委員長 学校給食課長。

○渡邊学校給食課長 小学校の食器のご質問なのですが、まず自校方式で二小、五小、七小の3校が、いま牧野委員がおっしゃったように少し重たいのですが強化磁器製の食器を使っております。残りの一小、三小、四小、六小、八小につきましては、原則はステンレス製の食器を使っています。それから共同調理場校の12校につきましてはポリプロピレンの、今言うプラスチックというものを使ってやっております。もちろん先ほどの中学校給食につきましてはポリプロピレン製の、プラスチック製を。やはり年数が経ちますとだいぶ劣化が激しいものですから、ここで2年かけて全部取り替えるということです。

いま自校方式の二小、五小、七小で使っている強化磁器というのがもちろん給食課としても理想的な食器であるというようには考えております。それでこの強化磁器に移行を始めたのが平成2年から開始しまして、最後の七小の食器改善事業というように呼んで、本来なら毎年1校ずつ程度、食器改善で強化磁器に切り替えていく予定だったのですが、最後は平成7年だったと思いますが、予算の関係上が一番なのですがそこでストップがかかっているというふうな。洗浄器とか保管庫とか、こういうものはどうしても替えなければいけないことになりましたので、その当時に一番かかった学校は約4,500万、食器を替えるだけでほかのものも替えなければいけないということで、予算的には4,500万円ほどかかった学校がありまして、これを毎年続けていくというのは予算的な問題がその当時から出始めまして、それ以降は改善が止まってしまっています。ですが、給食課としては毎年、食器改善はやりたいということで財政当局にはお願いをして、なお且つ2次の基本計画の中にも食器改善事業ということでお願いをしてあります。

○藤本委員長 わかりました。ありがとうございます。その気持ちを持ち続けてください。

はい、小林委員。

- 小林委員 すみません、また中学のことに戻りますけれども、新しくする主食用と副食用のランチボックスは今までのものと同じものを使うのか、何か別のものなのか。
- 藤本委員長 学校給食課長。
- 渡邊学校給食課長 形状はそう大きくは替えられないと思っておりますが、色とか、多少中の仕切りがありますが、そういうものは何度か栄養士と相談をしまして、使いやすいとか食べやすいといえますか、そういうものに替えていきたいということで、今後予算が確定をいたしましたら選定作業に入りまして、今の予定でいきますと、2学期から新しい食器に替えていく予定でおります。
- 藤本委員長 小林委員。
- 小林委員 よく検討していただいて、いいものにしていただきたいと思います。傷とか模様のはげるものとかが目立つとすごく古い感じがしますので、そういう部分は古いイメージにならないような、使い続けていられるようなものを探していただきたいと思います。
- 藤本委員長 学校給食課長。
- 渡邊学校給食課長 それはこちらの給食課の中でプロジェクトと言うと少し大げさなのですが、いろいろなメーカーのものを取り寄せていろいろ検討をして、いま委員がおっしゃったような、少し古くなっても色落ちがなるべくしないものとか、そういうものを選んでいきたいというように考えております。
- 藤本委員長 古木委員。
- 古木委員 関連して、中学校給食のお話が出て、私も学校薬剤師として共同調理場とか民間調理場へお邪魔しているのですが、特に中学校のものは民間調理場委託で平成10年10月から始まったのですが、そのときに広島県の給食を見習って、食器がえんじ色のとてもハイカラな食器なのですね。ところが私ども行って、専門的によく洗浄されているかどうかを調べる一つの指標として、デンプン質が残っているかどうか、脂肪が残っていないかどうか、これが洗浄されているかどうかの一つの指標で、それを検査する試薬で呈色反応を見るのですが、えんじ色なものですから呈色反応が非常に正確に判定できないのです。そういうことで、その当時困ったと申し上げましたら、もう既に9つの中学校よりたくさん買ってあって、もう間に合いませんと、新しく買い替えるわけにはいきませんというのが8年前のお話でしたけれども、今度買い替えられるのはその辺もご検討いただいていると思うのですが、念のため。
- 藤本委員長 学校給食課長。
- 渡邊学校給食課長 今ご指摘のとおり、色につきましては確かに薬剤師さんから検査で「この色は非常に検査しづらい」というご意見が幾つかうちの方に言われましたので、その辺は十分に加味しまして、検査をしやすく、なお且つおいしく見えるもの、こういうものを選んでいきたいというように思っております。
- 藤本委員長 ありがとうございます。いろいろございましたが、以上で平成18年度の教

育予算案についての概要説明、まだ議会で最終的に通っているわけではございませんが、終了したいというように思います。

---

◎報 告

(2) 川越道緑地古民家園施設等利用基準の一部改正について

(3) 公民館主催「国際理解講座」における古民家園施設の使用申請の承認  
について

(4) 古民家園における来園者への茶点サービス事業の実施について

○藤本委員長 次、報告の(2)番、(3)番、(4)番、これは全部古民家園に関連するものでございますので、内容はそれぞれ違うのでございますが、関連がございますので(2)、(3)、(4)、一括説明をしていただきたいと思いますというように思います。生涯学習課長、お願いします。

○府中生涯学習課長 それでは、報告事項になりますが(2)川越道緑地古民家園施設等利用基準の一部改正について、この改正の必要性が生じた背景で(3)の公民館主催「国際理解講座」における古民家園施設の使用申請の承認について、続いて(4)の古民家園における来園者への茶点サービス事業の実施についてを絡めてご報告をさせていただきます。

基準の一部改正につきましては、お手元にある資料をもってご説明をさせていただきます。

改正の趣旨でございますが、立川市川越道緑地古民家園施設等利用基準は、平成16年10月に、新規事業として古民家園を会場に農家の暮らしを市民に一年間実体験していただく「通年体験学習事業」が開設されたことに伴って、食体験など体験学習を実施する際の、またあわせて一般来園者が施設を利用する際の利用基準として制定され、平成17年4月1日から施行しています。

最近、公民館など教育委員会の他の部課から、講座や事業において古民家園を会場に使用したい旨の申請が増えているが、同利用基準は当初、「通年体験学習」を想定して制定されたことから、「教育委員会が主催する事業」〔第3条の(1)〕にカッコ書きで「通年体験学習事業」と書かれ、整備したということでございます。教育委員会主催の事業であっても、生涯学習課で実施している「通年体験学習事業」以外は該当しないというような基準になってございます。

したがって、教育委員会の他の事業、市長部局もそうですが、生涯学習課では新たな事業として、平成18年度から小林家住宅内のオカッテ（囲炉裏の部屋）において囲炉裏の火や北棟小屋の厨房施設等を使用して、抹茶を点て来園者にもてなすサービスの実施を予定しているということで、これが通年体験学習にあたらぬというようなことが発生しています。また今回、公民館から申請をしている公民館の主催事業も通年体験学習ではないということでございまして、古民家園をお貸しするについては、基準を一部改正する必要があるということで改正をさせていただきました。

改正の箇所でございますが、次のページをお開きいただきたいと思います。第3条の(1)のところでございますが、先ほど説明したように、委員会、これは教育委員会の意味でござ

いまして、教育委員会が主催する事業（通年体験学習事業）というところが、「等」を付け加えたということでございます。その関連で、通年体験学習以外の事業が実施できるように教育委員会が主催する事業であって、かつア、イ、ウのほかにその他の事業ということでエを追加させていただきました。エの事業を実施する場合は、ア、イ、ウに準じたものということで改正して、このところを一部改正させていただくということでございます。

続きましてその関連で2枚目の資料でございますが、立川市公民館長から生涯学習課宛に古民家園の施設使用承認について申請が出てございます。ご説明したように、これは通年体験学習ではございませんので、一部改正をすることによってその他の事業という取り扱いをしまして、教育委員会が主催する事業ということで、古民家園の施設を見学施設以外として使用承認をするということでございます。

事業名でございますが、国際理解講座「国際交流パーティ～留学生と友達のなりませんか？」という公民館の実施事業でございます。

日時は本年3月18日の9時から12時30分まで。場所は古民家園。利用される方が市内在住・在勤・在学の15歳から22歳までの方。講師の方が一橋大学ということで、定員が概ね28名ということでほぼ決っている事業でございます。この事業の内容は、この場所を貸していただいておりますお茶会をしたいというような申請でございます。

裏をご覧ください。企画書がついております。

趣旨は、日本人高校生・大学生と外国人留学生が、7回の講座を通じて少人数グループで会話・交流することによって、それぞれの文化・習慣・価値観について相互理解を深め、地域での共生をすすめるという趣旨でこの事業がすすめられております。

その中で参加者は日本人高校生・大学生のほか、一橋大学の留学生外国人4名というような方々を含めてお見えになるということで、抹茶を点でて和菓子を食べながら留学生と一緒に日本の伝統的文化に親しみ、講座の最終回としてまとめていきたいということでこの申請が出されています。

先ほどの基準の一部改正とこの公民館の申請については、2月24日に開催した立川市文化財保護審議会で一部改正の承認、公民館から出ている古民家園の使用申請については、承認をさせていただいております。

続きまして3件目でございますが、古民家園における来園者への茶点サービス事業の実施についてということをご説明をさせていただきます。お手元の資料の趣旨説明ということで若干読ませていただきます。

川越道緑地古民家園は、川越道緑地の豊かな自然を背景に、築150年という幕末の由緒ある歴史を持つ茅葺きの農家・小林家住宅が園内に移築復元され、平成5年に開園して以来、毎日おおぜいの方に来園していただいております。平成17年12月末日現在で延べ来園者数は13万6,438人に達しております。来園者の多くは、川越道緑地に囲まれた景観と、昔ながらの萱葺きの建物がかもし出す雰囲気におぼえ、昔の暮らしを懐かしいでいることがアンケートや来園者からの声でうかがっております。

そこで、こうした来園者に古民家園のたたずまいをより一層楽しんでいただこうと、生涯学習市民リーダーの協力を得て、新たな試みとして「古民家園で抹茶を楽しむ日」を設定し、来園された方に抹茶を点ててふるまうサービスを実施することといたしました。

これは教育委員会生涯学習課主催ということで教育委員会の主催事業でございます。この関係も先ほどの一部改正をして実施するという対応をさせていただいております。

次のページをお開きください。実施プランということでこれをやる予定です。

日時でございますが、平成18年4月から実施しようということで、茶点てにふさわしい季節、春と秋ということで4月と5月、そして秋の9月、10月、11月の月2回程度、平日の木曜日と日曜日に実施していきたいということで、市民リーダーのご協力を得て実施することが可能になりました。現時点では4月の日程だけを定めてございます。

内容につきましては、古民家園の囲炉裏の部屋を中心にした茶点てによる抹茶をもてなすと。お見えになった方が、偶然来た日がお茶が飲める、サービスができるというような設定でございます。先着順でお茶がなくなったときに終わってしまうということです。

次のページを見ていただきたいのですが、お知らせでございます。4月は4月6日木曜日、平日にお見えになる方々を対象に。23日の日曜日は子ども連れやご家族で親しめるような日程の設定ということで、平日と日曜日に設定をしております。時間は午前11時から午後1時の間だけということで、材料がなくなり次第茶点てサービスは終了と。

茶点ては生涯学習市民リーダー・鎌田美貴子さんにボランティア活動としてお手伝いをいただいて、無報酬ということでお願いをしています。費用につきましては、基本的には無料の茶点てということにさせていただいて、茶点てにお菓子がつきものということですので、お菓子が出るときには和菓子代を、実費をお茶を飲んだ方からいただくという仕組みをつくっております。

ただお茶を飲むだけではということで、その他お望みなら簡単な作法もお教えしましょうとか、途中にお茶にまつわる楽しいお話をしましょうとか、子どもとかお友達とか、お誘い合わせて来てくださいということで、初めての事業として今年実施するということです。

裏のページには古民家園のPRということで、市民の方にパンフレットということで用意したものです。

以上、これも基準の一部改正に伴って実施ということにさせていただきました。

○**藤本委員長** まず(2)で施設等の利用基準の幅の拡大といいますか、有効利用を広げるということで等という字が入ってまいりました。それに伴って関連する事業が2件、2番と3番と出されました。ということでございますが、このご報告に対して何かご質問等がございましたらお願いいたします。小林委員。

○**小林委員** 古民家園は本当にすばらしい財産だと思うのですけれども、それを積極的に活用しようということで新しい企画ができて、とてもいいことですし、特にただでお茶がいただけるなんてとても私はうれしいですけれども、お茶の方の趣旨説明のところ、開園以来延べ13万6,438人ほど来場しているということなのですが、もっと細かく何曜日の、時間

帯はどのくらいが多いとか少ないとか、そういうデータはありますか。

○藤本委員長 生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 きょうは用意しておりませんが、事務局として年間の来園者数の統計をとっております。どういう曜日が一番お見えになっているかというのは統計の中で把握しております。したがって、一般的には土曜日、日曜日に来園者が多いというのは通年というような考え方でございます。ただ平日においては、幼稚園の子どもさんが見えるとか老人ホームからお見えになるとか、小学生が見えるとかばらばらでございますが、一般的には平日は土曜日より少ないと。ただ曜日によって偏ります。団体の施設の申し込みが多いということですが、今回そういうことを意識しながら、かつ協力をいただける生涯学習市民リーダーの方の平日のご都合のいい日ということで設定を考えたときに、この鎌田さんは木曜日であればお手伝いできるというようなことで木曜日に設定をさせていただきました。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 今のお話の中に、団体で申し込みがあるということでしたけれども、それは見学という目的だけなのでしょうか。

○藤本委員長 生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 基本的には古民家園は施設見学施設でございます。ですからそれ以外のものは、団体見学者が来るときはこの基準をつくった時点で、お昼ご飯ぐらいは園内で食べて結構ですよという改正をしましたが、見学施設でございますので、使用するということはございません。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 今はっきり言われてしまったので続けて言いにくいのですが、もしあまり来場者が少ないような時期があれば、一般にもこういう形で会場を貸し出すというようなことは考えられないかなと思ったのです。例えばこういう場所で会議とか話し合いをするととてもなごんで、いい意見が出たり発想ができたりするのではないかなとちょっと思ったのですけれども、そういうことは無理でしょうか。

○藤本委員長 生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 小林委員さんだけではなくてそういう自分たちの活動で使わせてくださいというような意見、思いは私の方に伝わってきます。できることかということでございますが、基本的には立川市の指定有形文化財でございますので、設置目的は指定文化財を適切な保存をして、その間に施設を見学施設として活用していこうということが大きな目的でございます。

一般の方々にお貸ししたいというのはやまやまでございますが、指定文化財を適切に後世まで伝えていくということがミッションでございますので、特別の理由がない限りはお貸ししないということで、教育委員会の特別なお計らいをいただいて今まで使用承認をしてきました。現時点で使用許可をしているのは立川芸術音楽フェスティバルというところで、お琴とか笙とかということで過去に承認をいただいた、それのみでございまして、立川市及び立

川市教育委員会が主催する事業に限定してございます。共催をする事業ということで幅を広げていま芸術フェスティバルの方の使用承認をしておりますが、それ以外はしておりません。

したがって今後も指定有形文化財を保存していきますので、見学施設以外に使用する場合は、立川市教育委員会及び立川市が主催をする事業に限定をし、かつ共催をする事業。なぜかと言いますと、市の職員が立ち会って、適切な維持管理ができるという事業のみしか考えておりません。

お尋ねの一般の市民、一般のサークルという方たちが使いたいなという要望については、現時点ではお応えはできないということで立川市文化財保護審議会の意をもって対応しています。

○藤本委員長 わかりました。はい、小林委員。

○小林委員 末永く大切にしていきたいと思えます。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 この一部改正の文章と趣旨説明の文章は教育委員会のためにつくったものですか。もしくは外に出されるのですか。

○藤本委員長 生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 利用基準は教育長の委任事項になっておりまして、きょうは教育委員会の報告をさせていただきますということで使った資料で、外には出す資料ではありません。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 もし外に出すならば少し修正した方がいいだろうというような文章になっていましたので、教育委員会の中だけでしたらこれで結構ですけれども、細かいことを言って申し訳ないですけれども、文章の書き方の問題でちょっと気になるといいますか、もう少しわかりやすく端的に書ける部分がたくさんあるなど。長文過ぎて読みにくいというところがありますので、外へ出さないならばこれで結構ですけれども、例えば上から10行目あたりでも、点検されていると思えますけれども、「該当しないかように」とかと「か」が入っていたり、そういうように文章の中身を精査されているのかなという思いがただけです。

○藤本委員長 生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 外には出さない内部資料でございます。ご指摘いただいたように、長文であり、かつ文脈がおかしいというご指摘をいただいております。以後、気をつけて資料をつくりたいと思えます。大変申し訳ありませんでした。ありがとうございました。

○藤本委員長 「等」が入ったことによって、一部改正したことによって2番、3番のそういった事業も通年体験学習事業等の中の事業として行えるということですね。そういう報告でございました。以上できょうの報告は終わりたいというように思えます。

はい、生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 4月6日と4月23日に、もしお時間が都合がよければお顔を出していただいて、茶点を楽しんでいただくと大変ありがたいと思えます。その時間帯しかやっておりませんので、広報にも出ますし、日刊誌にも出ると思えますので、非常に喜ばれるサービ



スかなと思っていますので、4月だけ決っておりますが、また5月以降は決り次第、教育委員さんにはご案内したいと思っておりますので、一度お寄りいただければと思います。

○藤本委員長 これは教育委員会で主催ということでございますね。

○府中生涯学習課長 はい。

○藤本委員長 ということでございますので、委員の皆様、ご承知おきください。

2番の報告は以上で終わります。

---

#### ◎その他

○藤本委員長 3番、その他に入ります。学務課長、お願いします。

○久野木学務課長 小学校、中学校の卒業式の件でございます。

本日、卒業式の案内とお祝いのことば、告辞、それから小中学校卒業式出席者の一覧というものもお配りしてありますので、よろしくをお願いします。

またお祝いのことばにつきましては、委員の方々のご意見を参考にしてつくらせていただきました。ありがとうございました。

○藤本委員長 この件はよろしいですね。

〔「はい」との声あり〕

○藤本委員長 それぞれ皆さん割り当てがあるようでございます。よろしくお願いいいたします。

---

#### ◎その他

○藤本委員長 その他、次に指導課長、お願いします。

○叶指導課長 2月9日に教育管理職の配置についての内申をあげていただきましたが、その後についてご報告をいたします。

校長、副校長の異動につきましては、内申のとおり東京都教育委員会より認められました。それを受け、3月3日金曜日に教育長より各校長に内示をいたしました。

並びに、一般教員の異動につきましては、3月6日、今週の月曜日に内示をし、正式な発令は4月ですので、それまでは変更があり得るので公表はしないように。ただし、本日の10時以降に該当の学校教員間のみに限って連絡をとりあってよいとの指示を出してあります。

また、この異動とは別に、教員の新規採用をすすめており、今日現在では市では小中合わせて18人の採用が決っています。今後まだ学級数の変動がございますので、今後の教員の出入りにつきましては新採の採用が増えるものと考えております。

○藤本委員長 異動に関して皆さんが心配しているようなこともございますが、あえてお聞きしないほうがよろしいのですか。においぐらいすればいいなと思っておりますが、どうですか。はい、指導課長。

○叶指導課長 もう少し一般的なお話で、細かい部分の教員の動きというのは、まだ4月にならないと確定しませんが、いま、外からの転入が小中合わせて60名、転出が70名です。内転が36名、新採が18名、このような一般的な傾向です。

今のところ新採、面接は2回しておりますが、今回は年齢の幅が非常に広いというのが、だいたい20代前半から40前後までです。東京都教育委員会では採用のピークを極端につくらないように年齢幅を広げているというのが今回の2回やっつての特徴です。逆に経験は豊富なのですが、お子さんがいらっしやつてその部分の事情の配慮が必要だとか、そういう面では今年度は新採のほうのイメージは少し違ふかと思ひます。

今のところ、こちらの予定でございますが、新規採用の職員につきましては、4月4日に初任者の研修会の開校式がございます。これにつきましては、もし可能であれば教育委員の皆様にもご出席いただいて、立川の初任者を見ていただいて、激励をしていただければと今、計画をしつつあります。また詳細が決りましたらご案内をしたいと思ひます。

○藤本委員長 今の開校式というのは、4月1日の辞令伝達とは別ですね。指導課長。

○叶指導課長 4月3日の辞令伝達とは別で、次の4日の日に初任者だけを集めての開校式を行いますので、その予定であります。

○藤本委員長 4月1日はやらないわけですか。指導課長。

○叶指導課長 4月1日は土曜日でございますので、4月3日が平日ですので3日に辞令の伝達、そして初任者はそのときにはさまざまな学校の動きがございますので、4日に改めて初任者研修の開校式をして、そこで今後の1年間の研修のあり方についてのガイダンスと開校式を合わせてやるということでございます。

もう1つ、一般の教員の内示ですが、まだ数名、配置先が決らないというのがございます。つきましては、東京都教育委員会と連絡を取り合いながらきちんと対応していきたいと思ひしております。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 来年度の学級数の増減がわかれば。そして現在何学級ぐらいが上下があるのか、わかればお願いします。

○藤本委員長 指導課長、お願いします。

○叶指導課長 現在のところでは4つから5つの学級がなりそうだという形で、ただし、最後の最後の4月1日に決るであろうことはそのまた倍ある。要するに、あと10以上ははっきりしない。4月1日の時点で一気に初任者を採用するということがありますので、学級数がはっきり確定できないという段階です。こちらの方では、たぶんそうだろう、あと1人だからというのでは採用しませんで、確実にその学級数を確保できた時点で初任者を採用ということで、確実なのは10幾つということで、初任者の方が合わせて18になっているということでございます。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 今聞いたのは、学級数の関係で地域だとか学校によつての学級増減がかなり違つた形で動いているだろうというように想像できるのですけれども、例えば官舎の問題も含めて、公官舎とかそれから増築されているマンション等もありますので、そういった面での読みというのでしょうか、学級の読みというのは非常に難しいだろうと思ひています。そうい

う意味では新採の増減はこれからどんどんできるだろうというように思いますけれども、大よその流れだけで結構ですから、学級数の増減が今現在わかっているだけで結構ですから教えてください。

○藤本委員長 学務課長。

○久野木学務課長 小学校のほうですけれども、平成 17 年度が 276 学級、これが 269 学級になる予定です。中学校のほうにつきましては、105 学級が 107 学級、2 クラス増える見込みだと、今現在のところですよ。

○藤本委員長 これによってまた人のはりつけということが出てくるのでしょうかけれども、きょうはこれで終わってよろしいでしょうか。事務連絡がございませうか。総務課長。

○井田総務課長 事務連絡的ですけども、4 月 6 日、18 年度の教育施策連絡会が開催を予定されています。ただ、4 月 6 日は小中学校の入学式にぶつかりますので、参加は難しいかなというようには思っております。

○藤本委員長 何時からですか。

○井田総務課長 午後 2 時から、都庁の第 1 本庁舎 5 階、大会議室です。

○藤本委員長 教育長、これはできればみんな行ったほうがいいですね。

○大澤教育長 他の団体は行きますけれども、去年は定例会で重なったので確か行けなかったのですけれども、その前は全員で行っています。

○藤本委員長 それでは、一応そういうことがあるということは承知しておいていただいて、あとで相談いたしましょうということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

---

#### ◎閉会の辞

○藤本委員長 以上で本日の教育委員会定例会は終了いたします。ありがとうございました。

午後 3 時 0 6 分閉会

署名委員

.....

委員長